

# 令和4年12月西郷村農業委員会総会議事録

日時：令和4年12月15日（木）

午後1時30分

会場：西郷村文化センター大研修室

（会長挨拶）

## 1 開 会

## 2 定足数の確認

## 3 議事録署名人の選出

## 4 提出議案

（新規）

（1）議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第19号）

（2）議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第10号）

（3）議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第42号）

（4）議案第100号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第43号）

（5）議案第101号 農地の現況確認証明について（事案第8号）

（6）議案第102号 農地の現況確認証明について（事案第9号）

（7）議案第103号 農地の現況確認証明について（事案第10号）

（8）議案第104号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（事案第69号から第82号までの14件）

（9）議案第105号 西郷農業振興地域整備計画の変更案について

## 5 報 告

## 6 協議事項

（1）協議第2号 令和5年度農作業労賃の水準（案）について

## 7 その他

（1）令和5年度西郷村農業委員会日程等（案）について

## 8 閉 会

出席委員

- |    |                 |    |                    |
|----|-----------------|----|--------------------|
| 12 | 花 安 紀 夫 委員 (会長) | 11 | 圓 谷 光 良 委員 (職務代理者) |
| 1  | 鈴 木 宗 広 委員      | 2  | 岩 鍋 國 雄 委員         |
| 5  | 眞 船 正 広 委員      | 6  | 小 林 彰 委員           |
| 7  | 遠 藤 知 志 委員      | 8  | 後 藤 功 委員           |
| 10 | 島 田 弘 美 委員      |    |                    |

農地利用最適化推進委員

- |    |            |    |            |
|----|------------|----|------------|
| 3  | 鈴 木 武 男 委員 | 4  | 武 田 永 子 委員 |
| 5  | 平 山 金 二 委員 | 7  | 藤 井 くに子 委員 |
| 8  | 鈴 木 千代美 委員 | 9  | 小 林 章 一 委員 |
| 10 | 嶋 名 恵 子 委員 | 11 | 荒 木 達 夫 委員 |
| 12 | 眞 船 良 二 委員 | 13 | 須 藤 好 行 委員 |
| 14 | 梅 宮 與 三 委員 |    |            |

欠席委員

- |   |            |   |            |
|---|------------|---|------------|
| 3 | 小山田 祐 一 委員 | 4 | 近 藤 富美雄 委員 |
| 9 | 高 橋 正 人 委員 |   |            |

欠席推進委員

- |   |            |   |            |
|---|------------|---|------------|
| 1 | 大 竹 正 樹 委員 | 2 | 鈴 木 勝 晴 委員 |
| 6 | 今 井 修 一 委員 |   |            |

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 事務局 | 鈴 木 弘 嗣 | 蓮 見 美和樹 |
|     | 根 本 知 子 |         |

午後 1時30分開会

### 会長挨拶

○事務局（鈴木） それでは、定刻になりましたので、農業委員会総会を執り行います。

初めに会長より挨拶を申し上げます。

○会長（花安） 皆さん、こんにちは。大変押し詰まって忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

実はいろんな関係で資料の差し替えをさせていただきました。本当に申し訳ございませんでした。いろいろありますけれども、皆様のご意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

### 1 開会の宣告

○事務局（鈴木） 西郷村農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

### 2 定足数の確認

○議長（会長） では、ただいまから令和4年第12回定例総会を開催いたします。

本日の欠席委員でございますけれども、3番の小山田委員、4番の近藤富美雄委員、9番の高橋正人委員の3名が欠席の連絡がありました。12名中9人の出席でございますので、総会は成立しております。推進委員でございますが、1番の大竹正樹推進委員、2番の鈴木勝晴推進委員、6番の今井修一推進委員が欠席でございます。

### 3 議事録署名人の選出

○議長（会長） それでは会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでお願いします。

議事録署名委員は、5番の眞船正広委員、6番の小林彰委員をお願いいたします。

### 4 議 事

---

○議長（会長） それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、議案第97号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査の結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員4番の小針永子委員に現地調査結果の報告をお願いします。

○4番推進委員（小針） 推進委員4番小針永子ですが、議案第97号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する現地調査の結果を報告いたします。

令和4年11月30日、私、島田農業委員、事務局2名、合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、4ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする地目は畑、現況は非耕作地となっておりますが、譲受人が規模拡大ということで、今後は継続的に利用が見込まれます。現況は、添付の現況写真のとおりとなっておりますのでご確認願います。

以上、現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

現地調査結果の報告が終わりました。

次に、事務局より農業委員会としての説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） それでは6ページをご覧ください。

農地法第3条第1項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） ありがとうございます。

全員が賛成でございますので、議案第97号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長） 次に、議案第98号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員12番眞船良二委員に現地調査結果の報告をお願いします。

○12番推進委員（眞船） 推進委員12番眞船良二ですが、議案第98号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和4年11月30日、私、圓谷農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は14ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については農業施設用敷地としての転用ですが、周辺の農地に影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は、添付の現況写真のとおりとなっておりますのでご確認願います。以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました圓谷委員、何かありますか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果をご報告いただきました。

次に、農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） それでは、15ページをご覧ください。

農地の区分といたしましては第1種農地、該当事項とした判断理由につきましましては、地域の農業の振興に資するための事業であるためでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。

申請にかかる土地の区域に関しましては、都市計画区域内、農業振興地域につきましましては振興地域内、農業地域につきましましては農用地域内となっており、以上のことから許可相当と判断

いたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

全員賛成でございますので、議案第98号は原案のとおり決定をいたしました。

---

○議長（会長） 次に、議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員12番眞舩良二委員に現地調査結果の報告をお願いします。

○12番推進委員（眞舩） 推進委員12番眞舩良二ですが、議案第99号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和4年11月30日、私、圓谷農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は24ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については一般住宅用敷地としての転用ですが、周辺の農地に影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は、添付の現況写真のとおりとなっておりますのでご確認願います。以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました圓谷委員、何かありますか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果をご報告いただきました。

次に、農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） それでは、25ページをご覧ください。

農地の区分といたしましては第1種農地、該当事項とした判断理由につきましては、集落接続事業であるためでございます。

続きまして、26ページをご覧ください。

申請にかかる土地の区域に関しましては、都市計画区域内、農業振興地域につきましては振興地域内、農業地域につきましては農用地域外となっており、以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第99号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございます。

---

○議長（会長） 次に、議案第100号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員4番小針永子委員に現地調査結果の報告をお願いいたします。

○4番推進委員（小針） 推進委員4番小針永子ですが、議案第100号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和4年11月30日、私、島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は34ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする宅地については一般住宅用敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

同行いたしました島田農業委員、よろしいですか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

事務局より農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） それでは、35ページをご覧ください。

農地の区分に関しましては第2種農地、該当事項とした判断理由につきましては、その他の農地となっております。

続いて36ページをご覧ください。

申請に係る土地と都市計画について。都市計画区域に関しましては計画区域内、農業振興地域に関しましては振興地域内、農用地域に関しましては農用地域外となっており、以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上になります。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） それでは、採決をいたします。



決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 挙手全員になります。

よって、議案第100号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長） 次に、議案第101号「農地の現況確認証明について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員4番小針永子委員に現地調査結果の報告をお願いいたします。

○4番推進委員（小針） 推進委員4番小針永子ですが、議案第101号、農地の現況確認証明について結果を報告いたします。

令和4年11月30日、私、島田農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現況は一部林野化しているものの、全体的に見ては山林となっているとは言い難い状況です。現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますのでご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございました。

同行いたしました島田農業委員さん、何かありますか。

○10番委員（島田） 農業委員10番の島田ですが、今回非農地の証明ということですけど、一部が森林化しているかなという場所もあるのですけれども、台風の被害にあったということで、その被害がどの程度であったか情報があれば教えていただきたいです。

○議長（会長） 事務局の方で何かありますか。

○事務局（鈴木） 申請の事由に平成初期の自然災害でとありますが、せめて平成10年の8.27災の時の写真がないか確認してみましたが、残念ながら当時の写真を見つけることはできませんでした。

○議長（会長） 次に事務局より説明をお願いします。

○事務局（鈴木） まず、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領について確認のためお話ししますと、証明の対象とするものとしまして、農地として利用するには一定水準以上の物理的

条件整備が必要な土地（人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは原則として証明の対象となる。

ア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地。

イ、ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地。

次に、証明の対象としないものとしまして、農地転用許可を受けた土地、農地法第4条第1項、第5条第1項の規定に違反すると認められる場合となっています。

今回の議案に関しまして整理いたしますと、当該土地は農業地区域内農地となっています。資料39ページの申請の事由にあるとおり、「農用をあきらめて山林を目指して植樹してきた土地」とあり、これだけで判断しますと、農地法の規定に抵触するということになりますが、大雨によって被災している、土砂が流れ込んでいるということも事実確認が取れています。

今回は非農地証明願ですが、農地を現況山林として証明してほしいという内容でございますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（会長） ただいま事務局の説明がございました。

地区担当の鈴木農業委員さん、何かありますか。

○1番農業委員（鈴木） 私が知っている範囲で簡単に説明させていただきます。

平成10年の大雨が降りましたときに、あのときに山が崩れまして、崩れた土砂がこの田んぼに入っちゃったんです。そこに耕作していた〇〇さんと言うんですけど、その当時、酪農をやっていたして、牛を三、四頭飼っていたと思うんですけども、崩れた土砂を田んぼに返しちゃったんですね。そのときに均しちゃって、よそから土砂を入れたと思うんですけど、牧草地にしちゃったんです、田んぼをね。それで、田んぼを牧草地にして、牧草を採って牛を飼育する、そんなことが何年か続きました。

それで、やっていた方が高齢になりまして牛を飼えなくなってきました。酪農はやめちゃったんです。そうすると、田んぼはもう必要なくなっちゃいますよね。それで第三者に譲ったという形なのかな。それで、現在は小さい木が植えられているんですけど、去年植えたんですね。写真で見てもまだ小さいでしょ。こんな小さい木が生えた中で、山林という判断は難しいと私は思うんですけども。

○議長（会長） ありがとうございます。

いろんな説明がありました。皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

はい、遠藤農業委員。

○7番農業委員（遠藤） 7番の遠藤です。

現況写真両隣、前、後ろが田んぼになっているので、これ山林にされちゃうと、さすがに。今は小さいかもしれないんですけども伸びてきたときに周りの田んぼに迷惑がかかってしまうと思うので山林というのはどうなのかなと思います。

○議長（会長） はい、圓谷職務代理者。

○11番農業委員（圓谷） 11番の圓谷です。

現況写真を見ると確かに低木が確認できますが、私たちは毎年農地調査していて、その中でこの写真で判断するには山林としては見ることはできないと思います。

○議長（会長） はい、小林委員。

○6番農業委員（小林） 農業委員の小林です。我々は夏に農地の現地調査ということでやっているわけですが、私の判断としては非農地としては難しいのではないかと思います。

○議長（会長） ありがとうございます。

はい、後藤委員。

○8番農業委員（後藤） 8番後藤です。

色々な意見が出された訳ですけど、先ほど言われました土砂が流入していて、そういう状況だと。原則に、我々の判断として現況は山林ではないと。しかし誠実にね、埋められた土そのものが果たして農業に適しているのかと、土なんだと。山が崩れて土砂が流れ込んでまともな農業ができない。なおかつ、本人に農業をやるという意思があるのであれば前向きにね。しかし、全くその気がない。そういう人が、果たして我々が、これは最終的に決まり事だと言ったって話が進まない。現況は田んぼ、畑だけれども、盛土がしてあって農業ができない。だから現況に基づいてまた別の話ですけども、生産者としての色んな延長としてやりなさいと。今後、第三者が介入してくることはあるかもしれませんが、非農地として認めるべきだと思います。

○議長（会長） ありがとうございます。

ほかにありませんか。はい、藤井くに子推進委員。

○7番推進委員（藤井） 7番推進委員藤井です。

仮にこの証明願を認めてしまうと、今後木が大きく育って周辺の農地に支障が出た場合に、農業委員会として、なぜ認めたと責任が問われるのではないのでしょうか。

○議長（会長） 要は、後藤さんおっしゃっているのは、現在どうなっているんだというのが、

写真見たとき分からないと思うんだ。だから、できれば農業委員さんに一緒に現地に来てもらって、状況を見てもらって、こうだという話もしてみたいなと。暫時休憩をしたいと思うんですが、よろしいですか。執行部のほうで車を用意します。

○事務局（鈴木） 申し訳ないですが、全員は難しいので推進委員さんはこちらで待機していただいて農業委員さんだけよろしいですか。

○議長（会長） 暫時休議をしまして現地確認をしたいと思います。

○議長（会長） それでは再開します。

はい、後藤委員

○8番農業委員（後藤） 8番後藤です。

山林として認めてくれということなんですけど、現実的には確かに苗が植えてあつての状況ですが、いずれ山林に囲まれていったら山林になる。そういうことを考えると現実的には田んぼはできない状況ですから、非農地として認めるべきだと思います。

○議長（会長） ありがとうございます。

ほかにありませんか。はい、岩鍋農業委員。

○2番農業委員（岩鍋） 2番岩鍋です。

実際に現地を見て来て、毎年行っている利用状況調査に照らし合わせてみると、山林の判断は難しいと思います。

○議長（会長） ありがとうございます。

ほかにありませんか。はい、眞船農業委員。

○5番農業委員（眞船） 5番眞船です。

私も実際に見てみて、他の委員さんがおっしゃるように、あの状況では非農地の判断は難しいと思います。

○議長（会長） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

決定することに不許可の方は挙手をお願いいたします。

[不許可者挙手]

○議長（会長） 挙手多数になります。

よって、議案第101号は不許可となりました。

---

○議長（会長） 次に、議案第102号「農地の現況確認証明について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。地区担当推進委員4番の小針永子委員に現地調査結果の報告をお願いします。

○4番推進委員（小針） 推進委員4番小針永子ですが、議案第102号、農地の現況確認証明について結果を報告いたします。

令和4年11月30日、私、島田農業委員、事務局2名、合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、47ページの現況確認証明確認書のとおりで、現況は傾斜地で大きな樹木に囲まれており、長年耕作していない状況です。現況は、添付の現況写真のとおりとなっておりますのでご確認願います。

以上、現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 挙手全員になります。

よって、議案第102号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長） 次に、議案第103号「農地の現況確認証明について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見）（別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査結果の報告をお願いいたします。

○12番推進委員（眞船） 推進委員12番眞船良二ですが、議案第103号、農地の現況確認証明について結果を報告いたします。

令和4年11月30日、私、圓谷農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は52ページの現況確認証明確認書のとおりで、現況は公衆用道路の一部となっている状況です。現況は、添付の現況写真のとおりとなっておりますのでご確認願います。以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 挙手全員になります。

よって、議案第103号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長） 次に、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見）（別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と氏名を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

議案第104号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

---

○議長（会長） 次に、議案第105号「西郷農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と氏名を言って挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（会長） それでは、採決をいたします。

議案第104号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（会長） ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、議案第105号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

以上で議案は全部終わりました。

---

○議長（会長） 次に、日程の第5、報告事項に入ります。

事務局の方で報告事項はありますか。

○事務局（鈴木） 特にありません。

## 6 協議事項

---

○議長（会長） 次に、日程の第6、協議事項に入ります。

協議第2号令和5年度農作業労賃の水準（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

ただいまの協議事項について、発言のある方は挙手をお願いします。はい、岩鍋委員。

○2番農業委員（岩鍋） 2番岩鍋です。

農作業労賃に関しては、他の近隣の自治体の金額も参考までに確認した上で、決定した方が良いと思います。

○事務局（鈴木） では、事務局の方で確認をしまして、大きく差異があるようであれば修正するということをご了承いただきたいと思います。

○議長（会長） 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） 特に発言がないようですので、この案件は終わります。

## 7 その他

---

○議長（会長） 次に、日程の第7、その他事項に入ります。

令和5年度西郷村農業委員会日程等（案）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（蓮見） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

ただいまのその他事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔発言する者なし〕



○議長（会長） 特に発言がないようですので、この案件は終わります。

---

#### 8 閉会の宣告

○議長（会長職務代理者） 以上で、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、西郷村農業委員会第12回定例総会を閉じます。本日はありがとうございました。

午後 3時15分閉会